

1 用語の説明

【あ】

○ IoT

インターネット・オブ・シングス（Internet of Things）の略で様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みです。

○ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略です。

○ アウトリーチ

医療・福祉関係者が直接出向いて心理的ケアとともに必要とされる支援に取り組むことです。

【い】

○ E PA（経済連携協定）

貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のことです。

○ 一般就労

通常の雇用形態のことで、雇用契約を結んで企業へ就職することをいいます。この場合、労働基準法や最低賃金法が適用されます。「福祉的就労」に対する用語として使用されます。

【え】

○ AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、テキスト、音声、画像、動画といった規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことや、問い合わせの自動応答などの業務での活用が期待されています。

【か】

○ 介護ロボット

センサー等により得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行い、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボットです。

○ 学童保育

学童保育は、父母やその他の保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と土曜日や春・夏・冬休み等の休業日に学童保育指導員を配置して、その間の子どもの生活を保障する事業です。

【き】

○ 技能実習

技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度のことです。

【く】

○ グループホーム

グループホームには、障害者のグループホームと高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）があります。

障害者のグループホームは、障害のある人が、専門のスタッフ等による日常生活の援助を受けながら、地域の中で暮らすための少人数の共同生活住居のことです。

高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）は、少人数による共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者が、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従事者と共にで行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送るための共同居住形態のことです。

【け】

○ ケアマネージャー

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行います。ケアマネジャー、略してケアマネともいわれます。

○ 県政に関する世論調査

県民の皆さん的生活意識や県政への関心などを把握し、県政運営の基礎資料とするために千葉県が行う調査です。

【こ】

○ 合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

○ **高齢化率**

総人口に対する 65 歳以上の割合のことです。

○ **子どもの貧困率**

17 歳以下のこども全体に占める、貧困線（平均的な可処分所得の半分の額）に満たない 17 歳以下の子どもの割合です。

○ **コミュニティソーシャルワーカー（CSW）**

一人ひとりを支える活動である個別支援（ソーシャルワーク）と、地域全体で取り組む活動である地域支援（コミュニティワーク）を総合的にコーディネートして、要援助者の地域における自立した生活を支援する専門職のことをいいます。個別支援と地域支援の両方を相互補完的に用いつつ、既存の地域資源を活用し、必要に応じて新たなネットワークやサービスを構築することで、地域住民を主体とする誰もが暮らしやすい地域社会づくりを担う人です。

【さ】

○ **在留資格「介護」**

介護福祉士の資格を有する外国人が、本邦の公私の機関との契約に基づいて介護又は介護の指導を行う業務に従事するための在留資格のことです。

○ **里親**

様々な事情により家庭で暮らすことができないこどもたちを、自分の家庭に迎え入れ、一時的あるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で、温かい愛情と正しい理解を持って養育してくださる方です。

【し】

○ **自主防災組織**

地域住民が自主的に連帶して防災活動を行う組織です。一般的に、自治会又は町内会単位又はその下部組織として結成されることが多く、学校区単位やマンション単位で結成されることもあります。

○ **自主防犯団体**

地域の犯罪抑止のために自治会などが結成する組織のことです。

○ **児童福祉司**

児童福祉法に基づいて、児童相談所に置かれている専門職員で、児童の保護・福祉に関し、保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会的診断などを行い、児童や家族を指導・援助します。

○ 児童心理司

児童福祉法に基づいて、児童相談所に置かれている専門職員で、児童やその保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等により心理診断を行い、これに対応した心理療法やカウンセリング、助言指導等の指導を行います。

○ 市民活動団体

市民活動団体：「市民活動団体」とは、市民の自発性に基づき、福祉や子育て支援、まちづくり、環境等様々な分野の地域課題の解決のために、自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体（行政が認証したNPO法人やボランティア団体等任意団体）です。

○ 市民後見人

第三者成年後見人等として家庭裁判所から選任をされた者。一般的には弁護士・司法書士等の資格を有していない。認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、弁護士や司法書士等による専門職後見以外の市民後見人が今後の後見人等の担い手として期待されている。

○ 社会増

人口の変動には死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の二つの側面があり、出生数が多い場合は自然増となり、流入数が多い場合は社会増となります。社会増減は、地方自治体や地域ブロック単位の人口においては、住民の転入数と転出数の差を表していますが、総人口においては外国人と日本人の移動の差によるものです。

○ 社会福祉連携推進法人

複数の社会福祉法人等を社員とする一般社団法人を設立し、各法人の自立性を保ったまま事業連携を行う制度です。物資調達や人材の確保・育成等を共同で行うなど、規模の大きさを生かした事業運営により、地域の福祉サービスの安定供給や充実が期待されます。

○ 障害者グループホーム

障害者のグループホームは、障害のある人が、専門のスタッフ等による日常生活の援助を受けながら、地域の中で暮らすための少人数の共同生活住居のことです。

○ 障害者条例

障害のある人に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、障害のある人の生活や社会参加を妨げている社会参加や制度等の障壁（バリア）を解消することを目的に制定された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」のことです。

○ 生涯大学校

原則として60歳以上の方に対し、新しい知識の習得、仲間づくり、生きがいの高揚及び地域活動の担い手となることの促進などを目的に、県内5地域に設置しています。

【せ】

○ 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、①地域資源や高齢者のニーズの把握、②生活支援サービスの担い手の養成や発掘、③地域に不足するサービスの創出や活動する場の確保などを行うことで、地域の支え合いの体制を構築する人です。

○ 性的指向・性自認

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。性自認（性の自己認識）とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「心の性」と言われることもあります。

○ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うほか、身寄りのない人の場合は、市町村長に申立て権が付与されています。

【そ】

○ 総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、こどもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

【ち】

○ 地域公益事業

社会福祉法人が、主たる事業（社会福祉事業）に加えて実施する公益事業で、日常生活又は社会生活上支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額の料金で福祉サービスを提供するものです。

○ 地域子育て支援拠点

子育て家庭と地域をつなぐ拠点的な場として市町村により設置された、全ての子育て家庭の親と子どもが気兼ねなく集い、相談や交流ができる施設です。

○ 地域自立支援協議会

障害のある人を対象とした相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村に設置されるもので、具体的には困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行います。

○ 地域福祉フォーラム

民生委員児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、N P O・ボランティア団体等の地域福祉の担い手や就労・教育・防災・防犯など福祉以外の各分野の人々が協働し、地域における福祉等のあり方を考えていく組織（議論の場）です。

○ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

○ 地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関です。他の行政機関、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援しています。

○ 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。原則として事業所指定をした市町村の住民だけがサービスを利用できます。

○ ちばSSKプロジェクト

「しない」のS、「させない」のS、「孤立化！」のK、それぞれの頭文字を取って記号化したもので、自分自身が「孤立化しない」、自分の周りの誰かを「孤立化させない」というメッセージが込められています。県では、県民一人ひとりが孤立化防止に向けた具体的な行動を起こすきっかけづくりのため、民間事業者との協定締結や、協力店登録などの啓発プロジェクトを実施しています。

○ ちば障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害のある人、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。

○ ちば保育士・保育所支援センター

待機児童解消に向けた保育所の開設や多様化する保育の担い手となる保育人材の確保のため、保育士に対する就職相談及び求職者ニーズに合った就職先のあっせん等の就職支援並びに、県内保育所等に対する助言・相談等を行っています。

○ 中核地域生活支援センター

児童、高齢者、障害のある人といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に365日・24時間体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡・調整などの必要な活動を行います。

【て】

○ DX（デジタル・トランスフォーメーション）

「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念です。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指します。

○ DV

配偶者からの暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。性別は問いません。配偶者には、事実婚も含み、また、離婚後（事実上の離婚を含む）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力についても対象となります。なお、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）を受けた者については、DV防止法における「被害者」には含まれませんが、千葉県DV防止・被害者支援基本計画においては、デートDVを受けた者を含めて「被害者」としています。

○ 電話 de 詐欺

「電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金、通帳及びキャッシュカードを準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺」を言い、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」はその代表的なものです。

【と】

○ 特定技能

人材の確保が困難な一部の産業分野等における人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れるための在留資格のことです。

○ 特別養護老人ホーム

在宅での介護が困難な主に要介護 3 以上の高齢者が利用する、食事介助や入浴・排せつ、日常生活における生活支援サービス、機能訓練などの介護サービスが受けられる公的施設です。

【に】

○ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業で、市町村社会福祉協議会が実施しています。

○ 認定こども園

幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに、幼児教育・保育、地域における子育て支援を一体的に提供する施設です。

【は】

○ パラスポーツ

パラスポーツは、既存のスポーツを障害に合わせて改良したものや、障害のある人のために考案された独自のものなどがあり、数多くの種目が行われています。

パラスポーツは、道具や環境が整うことにより、障害の有無に関わらず、幅広い年齢で楽しむことができます。

○ 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族（遺族を含む。）をいいます。

【ひ】

○ ピアソーター

障害のある人自身が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援する活動（ピアサポート）をする人をピアソーターといいます。

○ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方のことをいいます。

【ふ】

○ 福祉タクシー

福祉タクシーとは、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

○ 福祉避難所

介護の必要な方や障害のある方など一般の避難所では生活することが困難な方の利用を想定し、施設のバリアフリー化や避難所での生活に関して必要に応じて相談等ができる体制の整備などが図られた避難所のことです。

○ フレイル

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態をいいます。

閉じこもり、孤食等の社会的な問題や、低栄養・転倒の増加、口腔機能低下等の身体的な問題、意欲・判断力や認知機能低下、うつ等の精神的な問題等の多面性を持ちます。

【ほ】

○ 放課後児童クラブ

就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室などをを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

○ 法人後見

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

○ 訪問看護ステーション

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるように、看護師等が生活の場に訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を提供するサービス機関です。

【ゆ】

○ ユニバーサルデザイン

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。

【よ】

○ 要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人など、防災対策を進める上で特に配慮を必要とする方のことをいいます。

【り】

○ 療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうことです。

【れ】

○ レガシー

「遺産」という意味で、国際オリンピック委員会は、オリンピックが開催都市と開催国に長期的・持続的な効果をもたらす「オリンピック・レガシー」という概念を提唱しています。

2 千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	荒井 隆一	千葉県グループホーム等連絡協議会	
2	井上 恵子	千葉県看護協会	
3	岡本 朋樹	酒々井町（健康福祉課）	
4	金江 清	千葉県医師会	
5	黒須 俊一	市原市（保健福祉部共生社会推進課）	
6	小林 雅彦	国際医療福祉大学大学院（医療福祉学分野）	委員長
7	酒井 定男	千葉県高齢者福祉施設協会	
8	渋沢 茂	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	
9	鈴木 鉄也	千葉県社会福祉協議会	副委員長
10	鈴木 真廣	千葉県保育協議会	
11	高橋 秀穂	千葉県経営者協会	
12	高橋 史成	柏市社会福祉協議会	
13	中村 恒美	公募委員	
14	馬場 尚則	市川市（福祉部地域共生課）	
15	平川 茂光	千葉県民生委員児童委員協議会	
16	目黒 義昭	公募委員	

* 五十音順

3 第四次千葉県地域福祉支援計画策定の経緯

日 時	議 題 等
2022年(令和4年) 6月 29 日～ 7月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対し計画策定に関するアンケート調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村地域福祉計画の策定状況 ・ 市町村地域福祉計画が未策定の市町村の状況 ・ 地域福祉の場の促進、担い手づくり ・ 地域福祉に関する課題等 ・ 県に対する要望、意見等
8月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度第1回千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会 (以下「協議会」という。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次千葉県地域福祉支援計画の策定スケジュールについて ・ 第三次千葉県地域福祉支援計画の進捗状況について ・ 地域福祉の現状・課題について ・ 地域福祉に関する主な国の動向等について
9月 2 日～ 9月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に掲載する先進的な取組事例について、市町村、協議会委員等へ照会
10月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県社会福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次千葉県地域福祉支援計画の策定について (策定状況を報告)
10月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度第2回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次千葉県地域福祉支援計画の骨子案について (骨子案及び取組事例候補を提示)
2023年(令和5年) 3月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度第3回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次千葉県地域福祉支援計画の素案について (素案及び今後の策定スケジュール等を提示)
6月 13 日～ 7月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントの実施 ○ 市町村、千葉県社会福祉審議会委員、千葉県社会福祉協議会へ意見照会
8月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度第1回協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次千葉県地域福祉支援計画（案）について (パブリックコメント等の結果等を踏まえ計画（案）を提示)
9月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県社会福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次千葉県地域福祉支援計画の策定について (策定状況を報告)
9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第四次千葉県地域福祉支援計画の策定